

大都市税財政制度調査特別委員会 追加資料

指定都市「平成30年度国の施策及び予算に関する提案
(通称：白本)」について

追加資料 文部科学省の施設整備基本方針と施設整備基本計画の改正内容及び本市への影響について

参考資料 施設整備基本方針と施設整備基本計画

平成29年8月16日
総務企画局・財政局

文部科学省の施設整備基本方針と施設整備基本計画の改正内容及び本市への影響について

- 1 「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針(平成 18 年文部科学省告示第 61 号)」及び「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画(平成 18 年文部科学省告示第 62 号)」について

施設整備基本方針とは、公立の義務教育諸学校等施設の整備を推進するため、施設整備の目標を定めるもので、概ね 5 年を目途に見直しを行うものです。

施設整備基本計画とは、施設整備基本方針に基づき、地方公共団体が交付金を有効活用し、安心して豊かな教育環境を整備するために必要な改築、改造事業について定めるもので、施設整備基本方針の変更等に伴い、必要に応じて見直しを行います。

- 2 施設整備基本方針等の平成 28 年の改正内容について

<改正前(平成 23 年 5 月 24 日改正)>

- ・ 平成 27 年度までの 5 年間のできるだけ早い時期に、耐震化を完了させることを目指す。また、建物自体のみならず、非構造部材の耐震化を推進することや災害発生時に備え防災機能強化を図る。
- ・ 老朽化対策の推進を図る。
- ・ エコスクール化や新エネルギーの導入、教育の情報化等の様々な社会的要請への適切な対応等、教育環境の質的向上を図る。



構造体と吊り天井の耐震化は概ね完了
非構造部材の耐震化と老朽化対策が課題。教育環境の質的向上も必要

<改正後(平成 28 年 8 月 2 日改正)>

- ・ 安全性を最優先として計画的に施設整備を進め、公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策・長寿命化を図る。既存の施設を長く大事に使う「**長寿命化改修**」に重点を移す。
- ・ 耐震化が未了の全ての施設について、一刻も早い耐震化を完了する。その他、天井材や外装材等の**非構造部材の耐震対策**にも万全を期する。また、地域の避難所としての役割を果たすため防災機能強化を図る。
- ・ 老朽化対策の実施にあわせて、教育内容・教育方法等への変化や地域との連携、環境との共生、バリアフリー化、トイレ環境の改善や空調の設置など、様々な社会的要請や自然的要因を踏まえ、**教育環境の質的向上**を図る。

- 3 改正に伴う本市への影響について

文部科学省が施設整備基本方針等を改正した平成 28 年 8 月以前から、本市では既に改正内容に沿った取組を行っており、引き続き国庫補助金を活用し、事業を推進してまいります。

【本市の取組】

- ・ 長寿命化改修や教育環境の質的向上につきましては、平成 26 年 3 月に策定した「学校施設長期保全計画」に基づき、学校施設の老朽化対策、教育環境の質的向上、環境対策を行う学校施設の改修を実施しているところです。
- ・ 非構造部材の耐震対策については、構造体は平成 24 年度、体育館の非構造部材の耐震化は平成 27 年度に完了しております。その他に校舎における準特定天井の落下防止対策や飛散防止窓フィルム貼付などの非構造部材の耐震対策についても整備を進めています。

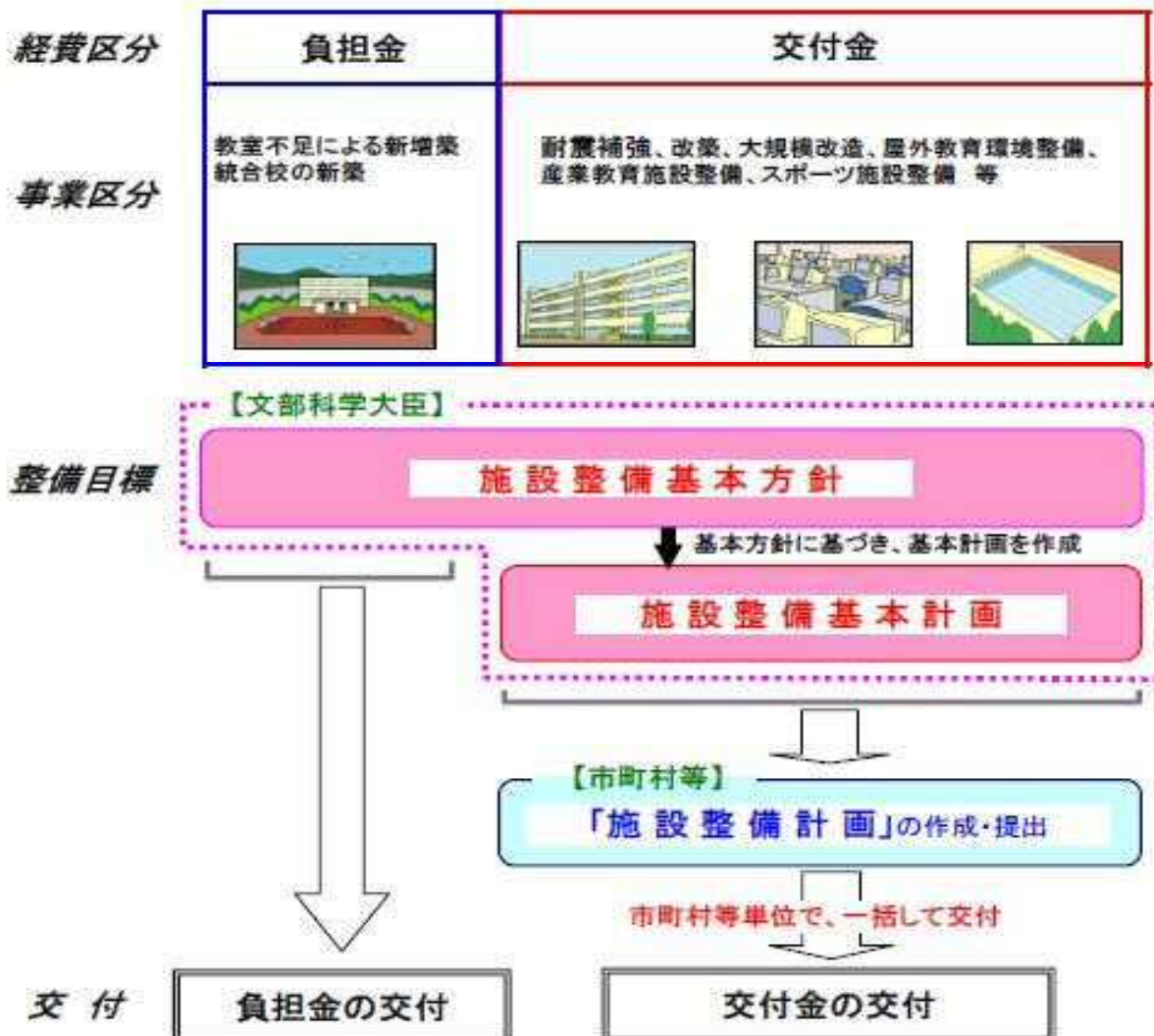
施設整備基本方針と施設整備基本計画

公立学校施設整備に対する国庫補助

- 負担金:校舎等の新增築
- 交付金:老朽化対策等大規模改造、校舎等の耐震補強、改築等

施設整備基本方針と施設整備基本計画

- 平成18年度に大きな制度改正。交付金化とともに、**施設整備基本方針と施設整備基本計画を作成し、施設整備の目標を示す制度へ**移行。
- 平成18年度に初めて作成した**施設整備基本方針の中で、作成後概ね5年をメドに見直す**ことを規定。**本年度は見直しの年度**に該当。



施設整備基本方針と施設整備基本計画の改正内容

現行の施設整備基本方針等

- 平成27年度までの5年間のできるだけ早い時期に、耐震化を完了させるという目標を記載。また、建物自体のみならず、非構造部材の耐震化を推進することや、災害発生時に備え防災機能を強化することを記載。
- 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化が深刻であり老朽化対策を推進することを記載。
- エコスクール化や、新エネルギーの導入、教育の情報化等の様々な社会的要請への適切な対応等、教育環境の質的向上を記載。

施設整備基本方針等の改正

1. 施設整備基本方針の改正

<公立の義務教育諸学校等施設の現状>

構造体と吊り天井の耐震化は概ね完了。

非構造部材の耐震化と老朽化対策が課題。教育環境の質的向上も必要。

【耐震化】

構造体及び吊り天井の対策は概ね完了。その他の非構造部材は引き続き対策が必要。

【老朽化】

S40後半～S50年代の児童生徒急増期に建設された校舎の更新時期到来。

耐震化を優先して進めてきたために老朽化対策が全国的に遅れ。

建築後25年以上を経過し安全面、機能面での整備が未対策の校舎が全体の7割を占める。

<公立の義務教育諸学校等施設の整備の目標>

- 安全性を最優先として計画的に施設整備を進め公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策・長寿命化を図る。既存の施設を長く大事に使う「長寿命化改修」に重点を移し、老朽化対策のみならず教育環境の質的向上等も実現する。
- 耐震化が未了の全ての施設について一刻も早い耐震化完了。構造体・吊り天井の耐震化のほか、天井材や外装材等の非構造部材の耐震対策にも万全を期する。また、地域の避難所としての役割を果たすため、地域防災計画を踏まえて防災機能強化を図る。
- 老朽化対策の実施にあわせて、教育内容・教育方法等への変化や地域との連携、環境との共生、バリアフリー化、木材の積極的な活用、太陽光などをはじめとする再生可能エネルギーの導入、教育の情報化、トイレ環境の改善や空調の設置など様々な社会的要請や自然的要因を踏まえ、教育環境の質的向上を図る。

2. 施設整備基本計画の改正

- 長寿命化改良事業(平成25年度創設)を新たに記載。また、地方の需要の高まりを踏まえ、トイレ環境改善や空調設置についても明記。